# 成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ第1回(令和3年6月2日) 結果概要

1 有識者等による報告のテーマ「意思決定支援ガイドライン」

#### 2 有識者等の報告 (概要)

## 【豊田市福祉総合相談課 担当長 加藤 良典氏】

豊田市における意思決定支援WGの設置経緯・取組状況の紹介、WGでの意思決定支援のポイント集の作成、活用状況、取組で得た知見等の報告があった。

【みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 高橋 正樹氏】

みずほ R&T が実施した「後見人等への意思決定支援研修」について、研修内容の 検討プロセスや検討結果、研修内容、研修に関する今後の課題等の報告があった。

## 【立教大学社会デザイン研究所研究員ほか 水島 俊彦氏】

南オーストラリアの SDM (Supported Decision Making) プロジェクトやイギリスでの MCA2005 (Mental Capacity Act 2005: 意思能力法) における IMCA (独立意思代弁人) の紹介、日本での課題や活用可能性についての報告があった。

## 3 委員の主な意見

#### 【意思決定支援の在り方について】

#### (意思決定支援において重要な観点)

- ・意思決定支援は、相談支援等、関連する取組の共通基盤である。各研修・実 務を踏まえ、意思決定支援の共通認識の形成が必要。
- ・本人の意思を周囲の人が確認できるツールが必要。
- ・財産管理における意思決定支援では、中長期的な視点、十分な折衝、本人の意思確認が必要。金融等の専門性を持った人と連携することが重要。

#### (意思決定支援の担い手)

- ・地域住民含め、地域連携ネットワークに参画する主体が意思決定支援を理解することが重要。
- ・成年後見制度を前提としない意思決定支援において、専門職団体がどのよう な役割を果たせるか整理していきたい。
- 市民後見人は意思決定支援において重要な役割を果たしている。
- ・中核機関は、支援者と後見人間の調整として意思決定支援ミーティングを開き、 支援者と後見人の関係修復が困難な時には後見人等の交代支援を行うことが ある。中核機関が様々な役割を担うことは困難。意思決定支援について理解の ある第三者機関が、後見人等に関する苦情対応を行うべき。

- ・様々な機能を、中核機関のような公の機関が引き受けるべきというのは最もだが、必要な機能をどこが担うかを実情を踏まえて考えるべき。裁判所の監督と中核機関の活動の間を埋める制度や仕組みについては、福祉・行政と司法のW Gの宿題。
- ・IMCA を養成するならば、実際の活躍の場が提供できるよう、役割や要件を明確にし、共通認識をすりあわせておくことが必要。
- ・日本版 IMCA について、当事者団体が関わるのもよい。

## 【意思決定支援ガイドライン、研修について】

- ・各ガイドライン間で整合性の確保が必要。意思決定支援と代行決定による支援を区別するべき。
- ・共通原則を示す等整理が必要。
- ・ガイドラインは必要に応じて更新すべき。
- ・障害福祉サービス利用時以外の障害者へのガイドラインが必要。
- ・意思決定支援については、(読み手にとっての) 身近な問題から入ることで、最終的に統一的な考えが理解できると考える。
- ・福祉、医療等分野に意思決定支援を浸透させるためのインセンティブも必要。
- ・生活困窮者のガイドラインも作成、研修するべき。
- 家裁もガイドラインを学ぶことが必要。
- ・研修の継続と、受講者の活動のフォローアップが必要。
- ・全ての専門職が、国の意思決定支援研修を受けることが望ましい。
- ・意思決定支援研修の動画を知的障害者に分かるものにしてほしい。

#### 【その他】

## (裁判所の役割)

- ・意思決定支援、研修、報酬について裁判所が取り組んでほしいという指摘は妥当。意思決定支援という考え方を成年後見の場でどう生かせるか、福祉・行政と司法のWGでも検討する必要がある。
- 苦情調整等を含め裁判所の意思決定支援に関する機能強化が重要。
- ・裁判所職員が意思決定支援について知っておくことは重要。家庭局としても必要な支援を行っていく。

## (後見担い手養成)

- ・法人後見、市民後見人の養成が、一部の自治体でしかできてないことは問題。 いずれも抜本的な対応が必要。
- ・市民後見人育成カリキュラムに身上保護や意思決定支援が含まれるよう国が基準を示すべき。市民後見人の選任についての実態把握調査が必要。
- ・国が、意思決定支援を含む法人後見養成カリキュラムを示すことが必要。各自 治体の実態把握を行い、好事例等情報共有してほしい。